

株式譲渡契約書

売主 _____

住所： _____

買主 _____

住所： _____

売主及び買主は、以下のとおり、売主が保有する株式の譲渡に関し、次の各条項を内容とする株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 株式の譲渡

売主は、買主に対し、令和____年____月____日（以下「譲渡日」という。）に、下記対象会社の下記株式（以下「対象株式」という。）を譲り渡し、買主はこれを譲り受ける。

対象会社の商号 _____

本店所在地 _____

株式の種類 普通株式 _____

株式数 _____ 株

第2条 譲渡代金

2.1 対象株式の譲渡代金（以下「本譲渡代金」という。）は、総額金_____円とする。

2.2 買主は、売主に対し、令和____年____月____日限り、本譲渡代金を次の方法により支払うものとする。

支払方法 売主指定口座への振込送金

金融機関名 _____

支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義 _____

2.3 振込手数料は、_____の負担とする。

第3条 譲渡承認等

3.1 対象株式が譲渡制限株式である場合、売主及び買主は、対象会社における定款、会社法その他関係法令の定めに従い、本件譲渡に必要な承認を得るため、相互に協力して必要書類の作成、提出その他の手続を行うものとする。

3.2 前項の承認が得られなかった場合、売主及び買主は、協議の上、代替措置の有無その他本件譲渡の取扱いを定めるものとし、当該承認が本件譲渡の効力要件であるときは、当該承認が得られるまでの間、本件譲渡の効力は生じないものとする。

第4条 株主名簿の名義書換

4.1 売主及び買主は、譲渡日後遅滞なく、対象会社に対し、対象株式に係る株主名簿の名義書換その他必要な手続を共同して請求するものとする。

4.2 対象会社から追加資料、押印書面その他の提出を求められた場合、売主及び買主は、相互に協力し、これに誠実に対応するものとする。

第5条 株券等の取扱い

5.1 対象会社が株券発行会社である場合、売主は、譲渡日までに、対象株式に係る株券その他譲渡に必要な書類を買主に交付するものとする。

5.2 対象会社が株券不発行会社である場合には、売主及び買主は、株主名簿の記載変更その他必要な手続の完了をもって対象株式の移転に関する実務上の履行を完了するものとする。

第6条 表明保証

売主は、買主に対し、譲渡日現在において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1. 売主が対象株式の適法かつ有効な権利者であり、対象株式について譲渡、担保設定その他の処分を行う権限を有していること。
2. 対象株式に、質権、譲渡担保、差押えその他買主による完全な取得を妨げる権利負担又は制限が存在しないこと。ただし、定款又は法令に基づく譲渡制限を除く。
3. 売主が本契約を締結し履行することにつき、法令、確定判決、契約その他売主を拘束する義務に違反しないこと。

第7条 買主の義務

買主は、譲渡日までに本譲渡代金を支払うほか、対象会社における承認取得、名義書換その他本件譲渡の実行に必要な手続について、売主と協力して誠実に対応するものとする。

第8条 秘密保持

売主及び買主は、本契約の締結及び本件譲渡に関連して知り得た相手方又は対象会社の営業上、財務上又は技術上の一切の非公知情報を、法令上開示を求められる場合を除き、第三者に漏えいしてはならない。

第9条 反社会的勢力の排除

9.1 売主及び買主は、それぞれ、現在及び将来にわたり、自ら又は自らの役員若しくは実質的支配者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、かつこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

9.2 売主又は買主が前項に違反した場合、相手方は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

第10条 解除及び損害賠償

10.1 売主又は買主が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、相手方は、本契約を解除することができる。

10.2 前項に基づく解除は、相手方による損害賠償請求を妨げない。

第11条 費用負担

本契約の締結及び履行に関して生ずる公租公課、振込手数料、書類作成費用その他の費用は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、売主及び買主が各自負担するものとする。

第12条 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合には、売主及び買主は、信義誠実の原則に従い、協議の上、円満に解決するものとする。

第13条 合意管轄

合意内容 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、_____地方裁判所又は
_____簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、売主及び買主がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和____年____月____日

売主

買主

住所：_____

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

氏名又は名称：_____ 印